令和５年度

山形実験林共同実験室解体撤去工事　仕様書

１．工 事 名　　山形実験林共同実験室解体撤去工事

２．工事場所　　森林総合研究所東北支所山形実験林内

（山形県最上郡真室川町大字釜渕字鶴下田沢１４６１）

３．工事概要　　山形実験林共同実験室の解体・撤去ほか１式工事

上　記　仕　様

（一般共通事項）

共通仕様書	下記事項に記載されていない事項は「国土交通省該当工事共通仕様書」による。
疑義等の協議	施工にあたり疑義又は不都合が発生した場合は、担当職員と打ち合わせる。
位置の決定	施工位置の詳細は、担当職員と打ち合わせる。
養　　生	作業に伴い、近隣の設備等に汚染又は損傷のおそれがある場合、適切な方法で養生する。
跡片付け清掃	工事完了に際しては、施工区域の跡片付け及び清掃を行う。
工事写真	工事前・工事中・完成時の工事写真帳１部を提出する。

（特　記　事　項）

主要施工内容	工事内容は以下のとおりとする。 ①山形実験林内共同実験室（別紙図面）の解体・撤去・処分 ・建物付属の機械設備、電気設備についても撤去・処分を行う。また、設備の廃止に伴う官公庁等への届出手続きについても受注者が行うこと。 ・基礎、杭等の地中埋設物について、一部埋設物を除きすべて解体処

分の対象とする。なお、建物撤去後は埋戻し、整地を行うこと。

・解体対象物の一部にアスベストが含まれているため、当該部分について、改正大気汚染防止法ほか関係法令で定められた適切な方法で除去・廃棄の手続きを行うこと。

煙突用断熱材　　レベル２

内装材（天井）　　レベル３

・給水管について、配水管から建物玄関前足洗い場までの給水管を残し、その他は撤去とする。

・電気配線について、気象観測露場用の電源を切り離し、共同実験室脇の気象観測データ回収施設（ユニットハウス）に移設する。その他の電気配線は撤去とする。

・建物内残存備品類について、すべて発注者の指定する場所に移動し、移動後は発注者の確認を受けること。

②農機具庫更新工事ほか

・共同実験室東南側に位置する農機具庫を撤去し、撤去跡地に農機具庫を新規で設置する（設置に伴う官公庁等への届出手続きについても受注者が行うこと）。

・既存の足洗い場（正面玄関脇）の一部を改修する。

工事で使用する水道料について、すべて受注者の負担とする。また、工事場所の除雪など、施工のために必要になる措置に係る費用についても、すべて受注者の負担とする。

その他、詳細は「設計図面」及び「共同実験室解体撤去工事仕様詳細」を参照のこと。

撤　　去　　工事中に発生した撤去物・残材等は、図面内に特記事項として記載のあるものを除きすべて構外搬出処分とする。なお処分にあたっては関係法令を遵守し、適正に処分及び再資源化を行うこと。

工　　期　　令和６年３月１５日